

令和7年度 第1回 瀬戸市都市計画審議会 議事録

1 日時

令和8年1月14日（水） 午前10時から午前11時30分まで

2 会場

瀬戸市役所 東庁舎4階 大会議室

3 出席者

(1) 審議会委員

出席16名（委員名簿のとおり）

(2) 事務局

出席8名

都市整備部長	内木 柔	都市計画課長	鈴木 和宏
都市計画課主幹	平塚 啓	都市計画課課長補佐	伊藤 陽一
都市計画課専門員兼計画係長	高橋 伸行	建設課長	谷野 益教
建設課課長補佐兼建設係長	高尾 政紀	建設課公園緑地係長	矢野 公嗣

(3) 関係者

出席2名

愛知県尾張建設事務所道路整備課課長補佐 服部 久人

愛知県尾張建設事務所道路整備課主査 二村 龍也

4 議題

第1号議案 名古屋都市計画道路の変更について（愛知県決定）

第2号議案 名古屋都市計画公園の変更について（瀬戸市決定）

第3号議案 名古屋都市計画生産緑地地区の変更について（瀬戸市決定）

<要旨>

【都市計画課主幹】

資料1「名古屋都市計画道路の変更について（愛知県決定）」に基づき説明

【三宅委員】

自転車通行帯が設けられるとのことだが、自転車通行帯はどこからどこまでの計画か。

【都市計画課専門員兼計画係長】

変更区間にできるとされます。

【磯部会長】

今回の都市計画決定内容は、幅員と車線数でよいか。自転車通行帯の有無も都市計画決定事項になるのか。

【都市計画課長】

幅員構成は都市計画決定には該当しないものと考えています。

【臼井委員】

完成までどのような見通しを立てているのか。

【尾張建設事務所道路整備課主査】

今後のスケジュールについては、来春以降に用地測量に伴う事業説明会の開催後、現地測量に着手し、まとまった土地をお譲りいただくことができた箇所から順次工事着手する予定であり、現段階で何年度に完成するという事は申し上げられないこと、ご理解いただきたいと思っております。

【臼井委員】

歩道のない道路であるため危険性が高く、学生が日常的に利用している道路のため安全性が一番大事と考えているが、現道路をもう少し安全面的な側面から考えることはできないか。

【尾張建設事務所道路整備課課長補佐】

用地買収次第になります。ある程度繋がった用地がまとまったところで現道を拡幅するような区間であれば、先行的に取り組んでいく区間というのは設定できると思っております。やれる範囲で皆様のご意見を伺いながら進めていきたいと思っております。

【河村委員】

工業団地へ向かう道路に中央分離帯ができるということについての影響等、考慮しているか。

【都市計画課専門員兼計画係長】

沿道の皆様のご不便をおかけすることにならないように、今から愛知県と関係機関とあわせて裏道対策の検討を進めてまいりたいと思っております。

【河村委員】

片方向のみの出入りとなり、工業団地の価値、機能が損なわれてしまっただけでは産業界としてはデメリットになる可能性がある。ということについてお聞きしたい。

【都市計画課専門員兼計画係長】

先ほどの回答とかぶってしまいますが、工業団地を利用する方にとっての利便性も重要と考えておりますので、全く同じような出入りというのは難しいかもしれませんが、皆様のお声を聞いた上で4車線のネットワークを確保しながら裏道対策を進めてまいりたいと考えております。

【中野委員】

新しい道路が大きく広くなるということはいいと思っておりますが、工業団地に入ってくる、あるいは出てくる車両が多く、どのようになるのか心配している。工業団地に通う外国人労働者は自転車通っていることもあり、安全面、利便性はどうか。

【建設課長】

4車線化に伴って中央分離帯ができますので、なるべく不便とならないよう、裏道対策の検討を愛知県と協議をしております。愛知県の事業説明会がこれからありますので、それと同調してこちらの裏道対策の方もご説明の方をしていきたいと考えております。

【磯部会長】

それでは、第1号議案「名古屋都市計画道路の変更について（愛知県決定）」は可・否を決するものではありませんが、原案を適当と認めて答申することでご異議ございませんでしょうか。

【全員】

異議なし

【磯部会長】

ご異議ないようですので「第1号議案名古屋都市計画道路の変更について（愛知県決定）」は原案を適

当と認めます。

【磯部会長】

続きまして事務局から第2号議案について説明を求めます。

【建設課長】

資料2「名古屋都市計画公園の変更について」に基づき説明。

【山内委員】

旧祖母懐小学校の記念碑を残すことなど、公園整備の整備内容はどのような経緯で決まったのか。

【建設課公園緑地係長】

祖母懐公園の内容を決めてきた経緯ですが、祖母懐連区自治会、町内会の皆様と協議を重ね、瀬戸市として可能な範囲で記念碑を採用する等、合意形成を図りました。

【加藤委員】

トイレの整備は考えないのか。

【建設課公園緑地係長】

今回整備する公園は、街区公園であり、周りに住まれる方の利用を対象と考えております。

市の総合公園であればトイレの整備も必要と考えておりますが、地域にある街区公園は周りの方が使っていただくものであり、整備をする予定は今のところありません。

【臼井委員】

最近気温が高く、暑さ対策について考えた上で計画を作っていただきたい。

【建設課公園緑地係長】

最近の超高温な環境は重々認識しております。今回の祖母懐公園の整備予定におきましても、東屋の整備や、植栽の配置、日陰ができる場所を考えながらベンチの設置など、今の計画でできる範囲は考えております。

【磯部会長】

それでは、第2号議案「名古屋都市計画公園の変更」について、ご異議はございませんでしょうか。

【全員】

異議なし

【磯部会長】

ご異議がないようですので、第2号議案は都市計画審議会条例第6条第3項の規定により、原案の通り可とすることを決しました。

【磯部会長】

続きまして事務局から第3号議案について説明を求めます。

【都市計画課主幹】

資料3「名古屋都市計画生産緑地地区の変更について」に基づき説明

【磯部会長】

ご意見ご質問はよろしいでしょうか。

それでは、第3号議案「名古屋都市計画生産緑地地区の変更」について原案の通りご異議ございません

でしょうか。

【全員】

異議なし。

【磯部会長】

ご異議がないようですので、第3号議案は都市計画審議会条例第6条第3項の規定により、原案の通り可とすることを決しました。

5 意見聴取

特定生産緑地の解除について

<要旨>

【都市計画課主幹】

資料4「特定生産緑地の解除について」に基づき説明

【磯部会長】

ご意見ご質問はよろしいでしょうか。

それでは、意見なしとさせていただきます。

6 報告事項

瀬戸市都市計画マスタープランの改訂について

<要旨>

【磯部会長】

続いて、次第4の報告事項に移ります。瀬戸市都市計画マスタープラン改訂について事務局から説明を求めます。

【都市計画課主幹】

資料5「瀬戸市都市計画マスタープランの改訂について」に基づき説明

【颯田委員】

資料5-6、洪水浸水想定区域と関連して資料5-8、アンケート調査結果では「自然災害に強いまち」を市民の方は求めている。排水路の再検討をしなくてはいけない箇所など把握しているか。

【都市計画課主幹】

水路の課題がある箇所はいくつか市としても把握をしております、順次改修を行いながら整理している状況でございます。

【颯田委員】

出口まで整備しないと水害対策とならないため、調整相談はしっかりやっていただきたい。

【都市計画主幹】

流域治水協議会がありますので、愛知県や国とも協議を行いながら進めていくものと考えております。

【臼井委員】

資料5-9で新瀬戸駅・瀬戸市駅でのアンケートを取っておりますが、当局で何らかの意図があるのか。

【都市計画課主幹】

新瀬戸駅・瀬戸市駅ですが、駅前広場を有効に活用ができていないような状況や市営の駐車場の利用が

伸びてこないなどの課題を感じており、駅前広場の利活用を今後どうしていくかということについて検討を行っておりますので、検討材料として、新瀬戸駅・瀬戸市駅のアンケート調査を行いました。また、中心拠点として市民の皆様へ意向調査を行ったという意図もございます。

【加藤委員】

アンケート調査関係ですが、回収率が 33.6%と少し低く、結果の信頼度が個人的には危険だと思う。また、結果について年齢別のクロス集計があれば、開示していただきたい。

【都市計画課主幹】

地域別、また、年齢別のクロス集計は必要なものやっけていきたいなと思っておりますので、またお示しできる機会を多く持ちたいと思います。

【伊澤委員】

資料 5-5 で公共交通のカバー圏域が人口の 87%を占めているが、駅やバス停から半径 300m の範囲として、瀬戸市は高低差の多い地形のため平地の 300m と高低差のある 300m では実際に体感する距離感は違ってくる。地域特性を考えて、公共交通のカバー圏域っていうのは見る必要ではないか。

関連して、資料 5-8、問 4 で一番希望の多いものに「買い物などの利便性が高いまち」となっている。高低差が多い地域では距離で見たら近くに買い物ができるところはあるものの、高低差があるため高齢者が重い荷物を持って動けない、車を手放した等の観点があると地域特性を把握でき、瀬戸市に住む方の利便性の高さを実現していく上で重要な論点と思うので検討いただきたい。

【都市計画課主幹】

高低差があるということは常々市民の方からのご要望でも挙がってまいりますし、市議会でご質問等もいただいております。カバー圏域に反映するのは難しいところですが、特に坂が多い地域ではバス停で降りてから、もしくは駅降りてからの残り 300m についてどうカバーをしていくかは課題だと考えております。

現在、品野おでかけバスとして自宅近くまで送る実証実験しております。各地域の協議会等々と協議しながら、同様なことを市内それぞれ地域の特性を勘案しながら進めていきたいなと思っております。来年度、地域公共交通網形成計画の作成も予定しておりますので、高低差がある地域だということ、それから年寄りが多い地域だということを反映した計画にしていけるよう検討していきますのでよろしくお願いいたします。

【鈴木委員】

資料 5-3、社会増減を見ると、令和 6 年に急にマイナスになっている要因はなにか。

【都市計画課主幹】

はっきりとした理由というのがつかみきれないというのが正直なところですが、塩草の区画整理事業が終わり、大きい 1 団地での開発行為が一段落して、次が今のころないような状況というのが一つ大きな要因になっているかなと考えております。

【鈴木委員】

今後新たに何か開発を予定されているところはあるか。

【都市計画課主幹】

市北西部の中水野駅周辺の区画整理事業が昨年夏に組合も立ち上がり、現在予定している大きなものでございます。

【中野委員】

資料 5-9、問 10 で「緊急車両が通行できる道幅の確保」とあり、陶生病院付近は信号交差点が多いこと、踏切がある点は非常に問題だと思うが、行っている対策とこれからどうするか教えていただきたい。

【都市計画課主幹】

現在は陶生病院より東へ陣屋線の事業を進めております。南北を行き来する車両が東へ通行できるようになり、交差点や踏切の混雑は解消されるのではないかと考えております。

【磯部会長】

これからも検討を続けていきますので、本日ではなくても何かありました事務局へお伝えいただければと思います。

それでは、報告事項に対しての質疑等はこれまでにさせていただきます。

7 その他

今後の手続きについて

【都市計画課長】

第 1 号議案につきましては、愛知県決定の諮問案件ですので、愛知県知事へ異議のない旨を回答いたします。また、瀬戸市決定の付議案件第 2 号議案と第 3 号議案につきましては愛知県知事へ協議し回答後 3 月下旬に告示を予定しております。特定生産緑地の解除につきましても、3 月下旬に告示を予定しておりますのでご承知おきをください。

午前 11 時 30 分 閉会

瀬戸市都市計画審議会運営規則第 5 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

瀬戸市都市計画審議会 議長

瀬戸市都市計画審議会 委員

瀬戸市都市計画審議会 委員
